

増え続けるブラック企業

社会問題としてのブラック企業

よくブラック企業という言葉を目にすると思います。ブラック企業とは**過重労働やパワハラなど、働く者の権利を侵害する企業**のことです。「ブラック企業大賞」というのもあり、もはや社会問題にまで発展しています。

ブラック企業では、度を越えた長時間労働やノルマを課し、耐え抜いた者だけを引き上げ、そうでない者には、業務と無関係な社員教育、パワハラ・セクハラ等で社員を精神的・肉体的に追い詰め、「自主退職」へと追い込むといった悪質な経営が行われています。

労働基準法第2条には、労働条件は、**労働者と使用者が対等な立場で決定しなければならぬ**との規程があります。

なぜ、多くのブラック企業ではこういった**違法な労働**がまかり通るのでしょうか？

労働者としての意識はありますか？

私たちは労働者であり、**労働力**という商品を提供し、**その対価を得る**という契約を使用者と結んでいます。しかし、実際は使用者の立場がどうしても強くなってしまふことから、労働基準法により労働者の権利は守られています。

しかし、その権利は、実際に声を上げて行使しなければ「絵に描いた餅」で終わってしまいます。

社会人としての責任 **努力は報われる** **やりがいが大**
事 **向上心** 等の言葉を耳にしたことはありませんか？

会社は少しでも利益を上げなければなりません。ブラック企業では、社員がこういった言葉を鵜呑みにして、必要以上に働かされているのではないのでしょうか？

私たち労働者には、自分の生活がかかっています。会社のいうことがすべて正しいのか、今一度考えましょう。

会社の言うことを聞いていれば大丈夫なのですか？



こういうときこそ労働組合の出番です！



若い力

第 4 2 号

2016年 2月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515